対 象		伝統的建造物に特定されたもの以外のもの(非補助)	
建 築 物	位置	通り沿いは、原則として、通りに面した位置とする。 ただし、やむを得ず通りに面した位置とすることができない場合には、道路境界に歴史的な環境に調和した塀、 門、生垣等を設置する。 なお、本町通り沿いにおいては、通りに対して少し傾い た位置とする。	
	高さ	本町通り沿いについて 道路境界から20mの範 囲においては、2階建以 下、かつ、9m以下とする。	その他の通り沿いについて 道路境界から10mの範囲 においては、2階建以下、か つ、9m以下とする。
		天満宮区域について 2階建以下、かつ、9m以 下とする。	その他の範囲について 3階建以下、かつ、12m以 下とする。
	構造	原則として、木造とする。 ただし、やむを得ず他の構造とする場合には、歴史的な 環境との調和を図る。	
	屋根	屋根形態は、原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。 ただし、やむを得ず他の形態とする場合には、歴史的な 環境との調和を図る。 屋根勾配及び材料は、歴史的な環境との調和を図る。	
	外壁	歴史的な環境との調和を図る。	
	建具	建具の位置、形態、仕上げ及び材料については、歴史的 な環境との調和を図る。	
	色彩	歴史的な環境との調和を図る。	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、 歴史的な環境に調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等 により外観上目立たないようにする。	
工作物(塀、門、祠、井戸等)		歴史的な環境と調和する配置、規模、形態、意匠、材料、 色彩等とする。	
駐車場		塀、生垣等により囲うなど歴史的な環境を損なわないも のとする。	
宅地の造成その他の土地の形質の変更		変更後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	
木竹の伐採、土石類の採取		実施後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	